

平成28年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となっていく活動に要する経費	【住民参画型バス停上屋整備事業費補助金】 公共交通の利便性向上と利用促進のため、地域住民が主体となって計画から管理まで参画し、バス停留所上屋(路線バスのバス停留所に設置されるものに限る。)を整備する事業を補助する。	400
2	1 主体的な住民活動への支援 (3) 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費	【除雪対策事業】 市の所有する小型除雪機を自治公民館等に貸し出すことにより、地域の歩道除雪を推進し、安全で円滑な通行の確保を図る。	727
3	2 観光・交流の推進 (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費	【国内交流事業】 都市間交流事業として、千葉県松戸市と夏休み小学生交流の実施、松戸まつりへの参加、滋賀県彦根市の姉妹城・親善都市と交流都市の観光と物産展へ参加する。	633
4	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【高齢者居住環境整備事業】 要介護・要支援の認定を受けている高齢者が日常生活の利便及び安全を図るための住宅改修等に係る経費を助成する。	1,599
5	3 福祉保健の充実 (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費	【新卒者就職支度金事業】 新規学校卒業者のうち、身体障害者等、就職について特に援助を必要とする者に対し、常用就職の促進並びに職業の安定を図る。	300
6	6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費	【担い手規模拡大促進事業】 本市農業の担い手となる認定農業者等への農地集積を促進するため、3年以上の農地の利用権設定(賃借権)を行った場合、その面積に応じて助成する。	19,440
7	6 農林水産業等の振興 (3) 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費	【森林病虫害等防除事業】 松くい虫等の被害により倒木する危険のある自己所有枯松の伐採を行う森林所有者に対して助成を行う。	245
8	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【地産地消推進事業】 県中部最大の作付面積を有する二条麦の収穫期に豊作を感謝する麦まつりの開催や、地元で採れた食材を地元で消費する各集落の収穫祭などの取組を支援し、食に関係する生産者、組織・団体、事業者及び消費者が地産地消に関する共通認識をもち、生産者としての生きがいや、消費者の安全安心に対する信頼関係を築き、食や農への理解を深め、地産地消意識の高揚を図る。	60
9	6 農林水産業等の振興 (6) 県内ふるさと産業の振興を図ることを目的として行う設備導入等への助成に要する経費	【ふるさと産業規模拡大事業】 市内ふるさと産業(倉吉餅・陶磁器・竹工・酒造・菓子・木製家具・建具・クラフト)の振興を図るため、事業拡大に伴う設備導入等に対して助成を行う。	1,000
10	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員設置事業】 人権問題の学習活動についての指導及び相談並びに社会教育関係団体の育成等にあたる。	2,510
11	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【地域文化活動活性化事業】 地域住民が集い、地域文化活動の活性化の場となる地元のまつりへ参加する各地区に対して補助金を交付する。	8,905

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
12	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費	【民俗芸能・伝統行事継承事業】 民話伝承事業(歌舞伎)や牛迫掛節のような民俗芸 能・伝統行事を継承している団体やその発表会に対 して補助金を交付することにより、民俗芸能・伝統行 事の継承を図る。	1,200
13	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費	【地域文化芸術活動育成支援事業】 地域文化の振興、保存のため、倉吉打吹太鼓振興会、 関金子供歌舞伎保存会へ助成を行う。 倉吉せきがね里見まつりの開催にあたって、主催団 体である倉吉せきがね里見まつり実施委員会に助成 を行う。	830
14	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費	【第15回倉吉天女音楽祭開催事業】 倉吉市出身の世界的サクソ奏者MALTA氏総合プロ デュースによる市民参加型の倉吉天女音楽祭を実施 し、文化活動の活性化を図る。実施について倉吉天 女音楽祭実行委員会へ委託する。	1,600
15	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込ま れるものを含む。)の補修又は活用 に要する経費	【指定文化財説明板設置事業】 指定文化財「大日如来坐像(胎蔵寺)」の説明看板を 新設する。	75
16	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込ま れるものを含む。)の補修又は活用 に要する経費	【史跡維持管理事業】 文化財としての価値を維持し、活用に供するため史跡 公園等の管理業務及び除草業務を実施する。(国史跡 伯耆国分寺跡、国史跡伯耆国府跡「国庁跡・法華寺 遺跡」、国史跡大御堂廃寺跡、国史跡阿弥大寺古墳 群)	9,695
17	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込ま れるものを含む。)の補修又は活用 に要する経費	【指定文化財保存整備事業】 国指定史跡「法華寺畑遺跡」の法面崩落防止。	289
18	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演 劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経 費	【児童生徒舞台芸術鑑賞事業】 本物の舞台芸術を鑑賞する機会を提供するもので、学 校で公演を開催する。(青少年芸術巡回公演1校、青 少年劇場小公演2校、芸術鑑賞教室1校)	909
事業費 計			50,417

平成28年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 [①]		50,417
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) [②]		25,208
基本交付額 [③]		17,079
②と③のいずれか低い額 [④]		17,079
調整交付額分		
対象事業費 [⑤]		0
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) [⑥]		0
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦]		0
平成28年度 交付額 [④+⑦=⑧]		17,079
平成27年度 精算額 [⑨]		0
平成28年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩]		17,079